

建設会社の施主紹介料と交際費の区分

税務相談 Q & A

小池敏範 税理士

Q

建設業を営む当社では、下請けの内装工事会社や設備会社などのほか、当社の社長が加入している社交団体の会員から新たに施工主と紹介され新築工事の仕事をする場合があります。また、家の方位や風水を見る専門家から、新築や改築を予定しているお客様の紹介を受け、その工事を請け負うことがあります。こういった場合に、当社の内規で紹介手数料を支払いますが、税務上の交際費にあたりますか。

A

周知のように、法人の支出した費用が交際費等に当たるか否かは、第一に支出の相手方が事業に関係の者であること、第二にその支出が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のためにすることであることとを要求として判定します。

このことからすれば、得意先、仕入先等の従業員に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用が交際費等に該当することは明らかです。しかし、一方で、支出の相手方に該当することは明らかです。しかし、一方で、支出の相手方が事業に関係する者であっても、その取引の謝礼等が商慣習からみて、正当な取引の対価としての性格をもっていれば、交際費ではなく、単純損金として取り扱われる余地が残されています。現に、措置法関係通達では、法人が取引に関する情報提供又は取引の媒介、代理あつ旋等の役務の提供を行うことを業としない者に対してその情報提供等の対価として金品の交付した場合でも、その金品の交付が、例えば次の三つの要件のすべてを満たしている等によって、正当な取引の対価であると認められるときは、その交付に要した費用は交際費等に該当しないことが明示されています。(措通六一の四①八)

①その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること
②提供を受ける役務の内容がその契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること
③その交付した金品の類がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること

これらの要件のうち①は、必ずしも契約書の形式で作成されたものであることを要しない。例えば、新聞折込広告や店頭掲示等によって非事業者からの情報提供やあつ旋を募るものであつてよいことになっている。

②、③は、明らかに正当な対価であるか否かを判断すべき材料としての条件となつていとみるのが一般的である。

これらの要件からいえることは、交際費等とされないためには、役務提供に対する正当な対価であることが必要だということである。

この点はドライバインの経営者が観光バスの運転手、バスガイドに支払うチップを職業上当然の行為を行った者に対する謝礼としてつまり商慣習上の正当な取引の対価ではないとして交際費等と判断された判決例(昭五十二年十一月三十日、東京高等

裁判所)が参考となります。

本事業の施主紹介料の取り扱い

法人が支出した費用が税務上の交際費等に該当すると、その全部または一部の金額が損金となりませんので、できれば交際費等以外の費用として損金の額に算入されるのが望ましいです。

ところで、本事例の場合ですが、まず支出の相手方が事業関係者に該当するか否かを検討しますと、下請業者や材料仕入先、社交団体の会員は当然に事業関係者になります。もっとも、下請業者や材料仕入先の従業員個人に対して取引の謝礼として金品を支出した場合は、交際費等になります。前に新築工事や改築工事を請け負った施工主も、間接的には事業関係者といえます。

問題は、家の方位や風水を見る専門家の扱いです。

家の方位や風水を見る専門家は、その職業柄、家の新築を予定している相談者に、また相談に来た人たちに家の改築や建て直しを容易に紹介できる立場にあるので、本質問の建設会社もそこに目をつけ、その専門家たちと知己になつたと思われまふ。

このように考えれば、このような専門家たちも、間接的に事業に関係がある者ということになり、事例の紹介手数料は、どうみても、反対給付のない寄付金とはなりません。

(注) 税務上の寄付金となつた場合は、一般寄附金として一定の損金算入限度額を超える額は損金の額に算入されないこととなります。

さて、次にご質問の紹介料が先に述べた情報提供料としての正当な取引の対価であるかどうかですが、この区分については、相当困難